

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年1月15日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元) 会計検査院官房審議官 飯塚正史 ※ 公認会計士 片桐春美 ※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田京子 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和6年1月1日～令和6年3月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	0件	
指名競争	2件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1> (一者入札事案) 令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事[希望制指名競争入札]	
	Q 辞退理由を見たところ、技術的に履行が困難な案件であると記載した会社がいる。困難な案件ということの具体的な内容に関しては聞き取りしているのか。	A 今回の場合は「技術者の配置が困難」と回答した会社が多かったため、今回は技術者の配置が困難だったと理解し、それ以上のヒアリングを行わなかった。
	Q 昨今の人手不足、技術者不足の状況などについてはどうか。	A 小規模で利益の上がりづらいものは入札参加について不安がある。 また最近発注の時期により、配置技術者がいないことを不調理由として聞くことが多い。
	Q 普通に考えると公園のトイレの休憩所の設置というのは難しい工事ではないと思うが、業者が辞退理由に「技術的に履行が困難」と書いた理由は発注者としてはどの点を指していると考えているか。	A 当方としてはこの工事について特に技術的に困難な点はないと考えている。
	Q 1者入札になった原因について、全体的な傾向を把握する他にできるだけ競争性を確保するためにどうしたらいいかということを学んで、次の工事にフィードバックさせるために、統計的な傾向をつかむ以外にどんな工夫をされているのか	A 引き続き、年間発注予定の情報提供を適切に行っていくとともに、可能な限り早期に受注するため、受注機会の確保に努めていきたい 通常、不調になった場合には不調原因などヒアリングし、情報を共有しており、そういったことを踏まえながら発注している。
意見：各社の辞退理由を、具体的にどういふことかというその次の確認をしっかりやっていただきたい。 原因分析と改善の方向については、国等は一覧表にして外部に公表し、改		

	<p>善状況を翌年度以降報告している。都においてもそういった状況について内部でしっかり記録・情報共有をし、それに基づいて改善していける体制づくりをやっていたきたい。</p>	
	<p><議案2> (高額・高落札率・一者入札事案) 環状第5の1号線地下道路荒川線併行部 (千登世小橋工区) 土留設置工事 [特命随意契約]</p>	
<p>Q 先行する本体工事と一体として契約をしなかった理由は何か。当初の計画から分かっていたことではないのか。</p>		<p>A 環状第5の1号線の地下トンネル構築のため、建設局が発注した立坑掘削工事について、都電荒川線が走行する箇所に関しては施工に関する輸送上の安全性の担保等のノウハウがないことから交通局が受託して施工しており、後から追加されて発注した形となっている。</p> <p>当初は荒川線の隣接部分だけで立坑を作る予定だったが、その後、軌道敷の部分まで拡大する必要が生じた。</p>
<p>Q 仮に建設局と交通局をまたがるような施工について当初から分かっている場合は1本で契約するのか。</p>		<p>A 原則的には工事を実施する建設局がどう判断するのだが、線路の軌道に何らかの支障を及ぼすリスクがあると判断した場合には交通局へ受託の依頼がされると考えられる。</p>
<p>Q このようなケースにおける一般的な契約のやり方はどのようになっているのか。</p>		<p>A 契約制度として分割か一括かということではなく、事業主体間のリスク分担という観点で基本的に分けるのが一般的なのだろうと思う。建設局は鉄道事業に関わるリスクについて負いきれない部分があり、各所管部門においてしっかり対策等を講じながら発注することが、安全性や事業運営の観点から必要なのだと考えている。</p>
<p>Q 複数者の見積は取っているのか。また、その徴取先はどこか。</p>		<p>A 3者から取っている。地元業者や過去同種の工種の施工実績のある専門施工業者に依頼している。</p>
<p>Q 高落札率の原因をどう分析しているか。</p>		<p>A 積算基準に基づき予定価格を設定しているが、事業者側も東京都の積算基準による積算に精通してくることで、ある程度は推察できる部分はあるのではないかと考えられる。</p>

<p>Q 建設局に積算基準はあると思うが、交通局にも積算基準はそれとは別にあるのか。</p>	<p>A 一般土木に関しては建設局の基準をほぼ準用しているが、軌道関係など独自工種については一般土木とは別に持っている。</p>
<p>意見:特命理由の記述や説明の不足から疑義を招くことのないよう、第三者にも理解しやすい形で整理を心掛けること。</p>	
<p><議案3> (高落札率・一者入札事案) 令和5年度三池港船客待合所解体工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望制といっても結局のところ空いているところが受けて1者ぐらいしか対応できないということが今後も続くのではないかと思われる。工事は増え続けていくのか、そんなに量はないからこのような形でもどうにかやっけていけるのか。何か見通しがあれば教えてほしい。</p>	<p>A 工事全体の年間の発注要件などを村や東電やNTTとも共有しているが、件数的にはそれなりに多く、それに対し業者が少ないというのが現状。 今後の発注予定を皆さんにお知らせし、今後これだけの工事をやるので何とかお願いしたいというようなところで情報共有を図っている状況である。</p>
<p>Q 国では1級建築士や技術者の数が減って高齢化しているのが問題になっている。三宅島の今後のためにも業者の育成、若者を連れてくるなど長期的なスパンでお考えいただくことが持続可能性を高めることにつながるのではないか。</p>	<p>A 他の支庁でも島の事業者の育成は大きな課題となっており、例えば都や国の技術者の養成のための講習会などの案内を積極的にやっている。すぐに芽が出るものではないので、じっくりと時間をかけてやらざるを得ないところがある。</p>
<p>意見:特に意見なし</p>	
<p><議案4> (高額・高落札率・一者入札事案) 江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その3 工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命理由について、もう少し補足いただきたい。</p>	<p>A 今回採用しているニューマチックケーソンは作業室内の空気圧を一定に保つことが重要であり、その機械を24時間常に運転しなければならないため、施工の途中で空気圧を送るのを停止して施工業者を変えることができない。また、現場周囲には護岸や高層マンション等があり、掘削による周辺への影響が懸念されるため、掘削途中で別業者が工事を引き継いだ場合、工事による周辺地盤変位が発生した場合の責任の所在が不明瞭になることも想定される。 さらに、ニューマチックケーソンの</p>

	設備は施工業者によって施工方法や設備の配置、手法などが異なっており、別の業者が引き継いでオペレーションすることは現実的、技術的にはできないことから随意契約をしている。
Q また、1期工事はいつ頃だったのか。	A 第1期工事は平成25年2月15日から平成29年3月31日まで。
Q 1期目に比べ、工事費はこの間かなり上がっているはずだが、世の中の上がり具合が入って受注されているのか。	A 積算については、それぞれの時代で単価を設定し、適正に行っている。
Q 多少とも工事しやすい場所というのとは他になかったのか。	A 今回の施設は約500haに及ぶかなり広域な流域の雨水量増大に対応する浸水対策のためのポンプ場であるが、当該流域の雨の集水が可能な場所で、かつ広大な土地、かつ排水するため運河に近接しているといった条件を満たす用地を探し、本事業用地を決定した。
Q 高落札率について、どう分析しているか。	A 積算基準やニューマチックケーソン工法の技術・積算資料等の刊行物を用いて予定価格を適正に設定しているが、入札参加者もニューマチックケーソン工法の積算に精通しており、適正な見積もりをされたのではないかと考えている。
Q ニューマチックケーソンの技術・積算資料は国交省が示しているのか。それを見れば大体このような予定価格に近いところに入札されるのが通常ということか。	A 技術・積算資料等については日本圧気技術協会が刊行しているもので国交省の基準やそれに準じるものを参考として作成されたものと認識している。今回の工事範囲については積算するうえでは非常にシンプルな内訳の構成になるため、施工数量等が正しければ基本的な刊行物等を参考に積算できるものと考えている。
意見：極めて高額の仕事でもあり、特命理由について、より理解しやすい形での整理に努めること。	

	<p><議案5> (同一事業者長期継続受注事案) 街灯維持工事 (墨田工区) その2 単価契約 [随意契約]</p>	
	<p>Q 過去5年の入札状況において、一貫して 辞退している事業者については、どう いった理由だと分析しているか。</p>	<p>A 技術者の不足ということで辞退とな っている。</p>
	<p>意見：特に意見なし</p>	
<p>委員会 による 報告又 は意見 の具申</p>	<p>議案1から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、 個々に付された意見への対応を求める。</p>	